

浄水場夜間管理業務の公募について

名 称	浄水場夜間管理業務
職務の内容	城辺浄水場の夜間における施設管理等業務
業 務 時 間	平日、土日、祝祭日（午後 5 時 00 分から翌午前 9 時 00 分） （業務時間内は1名で勤務し、1か月の勤務日数は15日程度）
委 託 料	月額委託料 211,000円 交通費支給 無
公 募 人 数	1名
任 期	令和8年10月15日から（自動継続有） 勤務状態により継続契約あり
資 格 要 件	1.原動機付自転車以上の運転免許取得者 2.町内に住所を有する20歳以上の方で65歳未満の方（原則として、雇用は65歳に達した年度の3月31日まで）
身 体 要 件	職務遂行上支障のない良好な健康状態の方
そ の 他	次のいずれにも該当しない方 （愛南町水道事業料金等徴収事務委託規程第4条の欠格条項） (1)未成年者 (2)成年被後見人又は被保佐人 (3)心身の障害又は虚弱のため徴収事務を履行するに必要な適格性を欠くと認められる者 (4)拘禁刑以上の刑に処せられた者 (5)破産の宣告を受けた者
受 付 期 間	令和8年9月24日から令和8年9月30日 ただし、土、日、祝祭日を除く執務時間中に限ります。
提 出 書 類	(1)履歴書 (2)町税等の滞納がない旨の申出書 （履歴書持参時に記入、印鑑必要） なお、一度提出された書類の返却はしません。
提 出 方 法	愛南町水道課へ持参（原則 本人）
公 募 方 法	愛南町ホームページ
問 い 合 わ せ	愛南町水道課 0895-72-0835

管 理 業 務 仕 様 書

この仕様書は、業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても業務の状況に応じ、軽微な業務で、愛南町水道課が運転管理上必要と認める業務については、受託金額の範囲内で実施するものとする。

（委託業務及び時間）

1 委託業務及び時間は、次のとおりとする。

（1）平日、土曜日、日曜日、祝祭日

午後 5 時 00 分から翌午前 9 時 00 分まで

（2）委託業務は、2 人制で交代勤務とする。

（委託業務の内容）

2 業務受託者は、前項に定める時間中において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）運転業務

ア. 操作盤等浄水場業務に関連する施設の運転、操作

イ. 運転管理日誌、業務記録等の記帳

（2）管理業務

ア. 正面玄関の開閉

イ. 電話の收受

ウ. 場内の巡回点検、不法侵入者の取締

エ. 火元の取締

オ. 各施設における水位、流量及び水質等の監視

（3）事故発生時における処理

ア. 取水及び導水並びに浄水処理が不能となる事故が生じたときは、直ちに浄水係長に連絡すること。

イ. 送水、配水、給水等の施設に関する事故の場合は、直ちに上水道係長及び愛南町管工事協同組合に連絡すること。

ウ. 大久保山ダム並びに管理道路等の事故の場合は、浄水係長又は大久保山土地改良区の担当者に連絡すること。

エ. その他浄水処理、給水及び配水に支障ない軽易な事故の場合は、業務記録に記載し交替の際に浄水係に引継ぎすること。

オ. 火災時の連絡は、119 番に通報し、水道課長及び浄水係長へ連絡すること。

（委託業務の引継）

3 業務受託者は、業務開始前に浄水係から業務に必要な次に掲げる簿冊等を引継ぎ、業務を終了したときは、必要事項を所定の記録簿に記入し引き渡しをする。

（1）夜間管理業務記録簿

（2）城辺浄水場管理業務日誌

城辺浄水場の夜間管理人任用基準

1 任期

1 年単位の任用を原則とする。ただし、任期中における勤務実績が良好であり、委託者又は受託者から特段の意思表示がないときは継続して任用期間の更新を行う。

2 定年基準

定年は 65 歳とする。ただし、専門的な技術又は高度な知識を有し、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

3 契約

原則 1 年契約であるが委託者又は受託者から特段の意思表示がないときは委託契約を 1 年間継続する。

4 勤務内容

夜間管理人は、浄水場夜間管理業務委託契約書及び管理業務仕様書の各事項を遵守し、適切な浄水処理並びに浄水場管理を行わなければならない。

5 施行と適用

この基準は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行日に在職する全ての夜間管理人に適用する。

6 その他

上記の 1 ～ 5 に定めるもののほか、夜間管理人の任用に関し必要な事項は、それぞれ町長が定める。

この任用基準は愛南町嘱託職員取扱規則第 2 条から第 6 条に準ずるものとする。